

一般社団法人日本心不全学会 心不全・心筋症専門医制度 規則

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 心不全・心筋症専門医（第3条～第9条）
- 第3章 研修施設認定（第10条～第15条）
- 第4章 附則（第16条～第18条）

第1章 総則

第1条（目的・名称） 本制度は、一般社団法人日本心不全学会（以下「本会」という。）が、心不全及び心筋症診療に関する科学的根拠に基づいた専門的能力を有する医師を認定し、心不全及び心筋症診療の質の向上並びに包括的な循環器診療を行うことを目的とする。とりわけ、本制度では、以下の資質を備えた医師を心不全・心筋症専門医として位置づける。

- ①心筋の構造・機能、代謝、Ca handling、ゲノム異常などに関する基礎的知識を有し、心筋症や心不全の病態を理解したうえで、個々の症例に応じた診療方針を立案・実行できる。
- ②薬物治療や非薬物治療、運動療法、栄養管理、緩和ケアなど、多職種と連携して多面的にアプローチできる。
- ③心筋症・心不全に関する先端的知見や新規医療技術の臨床実装に貢献する。

2. 前項により認定する専門医の名称は、日本心不全学会認定心不全・心筋症専門医（以下「心不全・心筋症専門医」という。）とする。

3. 心不全・心筋症専門医は、別項「心不全専門医の役割」に示す通り、深い知識とチーム医療における実践力、医療機関内外の調整力を有する。

3. 心不全・心筋症専門医の英文名称は、Board Certified Member of the Japanese Heart Failure Society とする。

第2条（運営機関） 本制度の維持及び運営に必要な事項を審議し、実施するため、本会に心不全・心筋症専門医認定制度委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会の委員長及び幹事は、理事会において選任する。

2. この委員会に次の部会をおき、役割は以下の通りである。

- (1)資格認定部会は、学会認定心不全・心筋症専門医受験資格の基準作成と審査を行う。
- (2)資格更新部会は、学会認定心不全・心筋症専門医認定更新の基準作成と審査を行う。
- (3)試験・教育部会は、学会認定心不全・心筋症専門医資格認定試験問題および、日本心不全学会のeラーニングの作成に当たる。
- (4)研修施設選考部会は、学会認定心不全・心筋症専門医研修施設（以下、研修施設と表記する）の施設基準を設定し該当する施設の審査および選考に当たる。

第2章 心不全・心筋症専門医

第3条（資格試験） 心不全・心筋症専門医資格認定試験は、毎年1回、CBT(Computer Based Testing)形式で実施する。

2. 試験の実施日、申請方法その他必要な事項は、年度ごとに本会ホームページに公示する。

第4条（受験資格） 心不全・心筋症専門医資格認定試験の受験を申請する者は、別に定める「心不全・心筋症専門医に係る細則」に基づき、所定の認定要件をすべて満たし、必要書類を提出しなければならない。

第5条（認定） 代表理事は、「心不全・心筋症専門医に係る細則」に基づく心不全・心筋症専門医資格認定試験に合格した者について、理事会の承認を経て、専門医認定証を交付する。

2. 認定を受けた専門医は、専門医名簿にて公示する。

第6条（認定更新） 心不全・心筋症専門医は、認定を受けた年から原則5年を経過するごとに、別に定める「心不全・心筋症専門医更新に係る細則」に基づき更新認定を受けなければ、引き続き心不全・心筋症専門医を称することができない。

第7条（更新喪失） 心不全・心筋症専門医は、次の各号のいずれかに該当したとき、その資格を喪失する。

- (1) 専門医としての資格を辞退したとき。
- (2) 会員としての資格を喪失したとき。
- (3) 認定更新を受けないとき。

第8条（資格停止・取消） 代表理事は、心不全・心筋症専門医として不適当と認められる行為があった者について、委員会及び理事会の議を経て、専門医認定について期限を定めて停止し、又は取り消すことができる。

第9条（暫定心不全・心筋症専門医） 本制度の開始に伴う過渡期における専門医資格認定試験の円滑な運営を図るため、初年度のみ「暫定心不全・心筋症専門医」を認定することができる。暫定心不全・心筋症専門医は、専門医認定試験の運営その他専門医育成に関する業務に協力するものとし、認定から5年後に所定の更新手続を経て、本制度による心不全・心筋症専門医として認定されるものとする。

第3章 研修施設認定

第10条（基幹施設及び関連施設の認定） 本会は、心不全・心筋症専門医の研修を行う施設として、別に定める細則に基づき、日本心不全学会認定心不全・心筋症専門医研修施設（以下「研修施設」という。）を、基幹施設又は関連施設として認定する。

2. 研修施設に対しては、理事長が理事会の承認を経て、本学会認定研修施設証を交付し、学会ホームページ上に開示する。

心不全・心筋症専門医制度 規則

第 11 条（審査） 研修施設の認定審査は、毎年 1 回、書類審査により行う。審査料及び認定料は、別に定める。

2. 認定・認定更新に関する事項は本会ホームページに公示する。
3. 認定期間は 5 年間とする。

第 12 条（申請資格） 研修施設の認定を申請する施設は、別に定める細則に規定する要件をすべて満たさなければならない。

2. 研修施設の指定を受けようとする診療施設の長は、所定の申請書類を委員会に提出すること。

第 13 条（資格喪失） 研修施設は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 研修施設としての指定を辞退したとき。
- (2) 研修施設としての更新手続きを行わなかったとき。

第 14 条（指定取消） 代表理事は、委員会又は部会において研修施設として不相当と認められた施設について、理事会の承認を経て、施設認定を取り消すことができる。

第 15 条（認定更新） 研修施設は、認定を受けた年から 5 年を経過するごとに更新認定を受けなければ、引き続き研修施設を称することができない。

2. 認定更新は本ホームページに申請に関する事項を公示し、書類によって審査する。
3. 研修施設の認定更新にあたっては、心不全・心筋症専門医が当該施設に所属していることを要件とする。
4. 心不全・心筋症専門医が不在である場合を除き、認定更新要件を満たす研修施設は、別に定める手続きに従い、所定の期日までに研修施設認定更新猶予申請書を提出し、更新猶予手数料を納入することにより、1 年間の更新猶予を受けることができる。

第 4 章 附 則

第 16 条（施行） この規則は、2026 年 10 月 1 日から施行する。

第 17 条（改廃） この規則は、理事会の承認を得なければ、改正又は廃止することができない。

2. この規則の実施に関し、委員会及び理事会において決定された事項は、会告又は本会ホームページに公示し、会員に通知する。

第 18 条（細則） この規則を施行するために細則を定めることができる。

第 3 条に規定する資格認定試験は、2027 年 8 月から実施する。

第 3 章の研修施設認定に関する規定は、2026 年 10 月から実施する。

改訂履歴：2026 年 8 月 2 日改訂